

国民健康保険のしくみを

お知らせします

安心してお医者さんにかかれるよう、すべての人が医療保険に加入することになっていきます。国民健康保険(国保)は、こうした医療保険の一つです。

急速な高齢化の進展、生活習慣病の増加、医療の高度化等に伴い医療費は急増し、大変厳しい運営を強いられています。加入者の皆さんは、医療費の一部を支払い医療を受けますが、残りの医療費は、国民健康保険税(保険税)として納付したお金を財源として、医療機関へ支払っています。

今後も安定した国保制度の維持運営のため、ご理解とご協力をお願いします。
国保の加入・脱退
届け出は14日以内に

他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、手続きをしてください。
☆加入できる方
①自営業者 農業・漁業従事者とその家族
②退職して職場の健康保険などを脱退した方
③パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入できない方など

※加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めなければならぬことや、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなる場合があります。
※他の健康保険資格取得後

安心してお医者さんにかかれるよう、すべての人が医療保険に加入することになっていきます。国民健康保険(国保)は、こうした医療保険の一つです。

急速な高齢化の進展、生活習慣病の増加、医療の高度化等に伴い医療費は急増し、大変厳しい運営を強いられています。加入者の皆さんは、医療費の一部を支払い医療を受けますが、残りの医療費は、国民健康保険税(保険税)として納付したお金を財源として、医療機関へ支払っています。

今後も安定した国保制度の維持運営のため、ご理解とご協力をお願いします。
国保の加入・脱退
届け出は14日以内に

他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、手続きをしてください。
☆加入できる方
①自営業者 農業・漁業従事者とその家族
②退職して職場の健康保険などを脱退した方
③パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入できない方など

※加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めなければならぬことや、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなる場合があります。
※他の健康保険資格取得後

う、マッサージを受けたとき
④海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)
☆医療費が高額になったとき
医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分を高額療養費として、支給します。該当する方には、医療費の支払いから約2〜3か月後に申請書を送付します。必要書類をお持ちのうえ、保険年金課で手続きをしてください。

☆「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請
医療機関等の窓口で提示することによって、医療費の自己負担額を適用区分(年齢と所得により区分が分かれます。)に応じた限度額となります。
※同一世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、正しい区分判定ができません。
申請に必要なもの: 手続きする方の本人確認書類、交付対象となる方の保険証、長期入院(注2)に該当の場合は、入院期間が令和3年8月から90日を超えることを証明する領収書等
1年間(毎年8月1日〜翌年7月31日)に「医療保険」す。ご希望の場合は、問い合わせください。
☆世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、正しい認定証を交付できないので所得の申告をしてください。
☆一部負担金の減免、徴収猶予制度
災害によって資産に重大な損害を受けたことで、医療機関の窓口で負担する二部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となることがあります。
☆こんなときには給付が受けられます
①子どもが生まれたとき: 出産育児一時金42万円(医療機関への直接支払制度になります。差額が生じたときや、直接支払制度を利用しない方は、保険年金課で手続きをしてください)
②死亡したとき: 葬祭費5万円(葬祭を行った方への支給となります)
問い合わせ
▷制度について…都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491
▷申請について…市健康センター ☎23-2191

☆「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請
医療機関等の窓口で提示することによって、医療費の自己負担額を適用区分(年齢と所得により区分が分かれます。)に応じた限度額となります。
※同一世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、正しい区分判定ができません。
申請に必要なもの: 手続きする方の本人確認書類、交付対象となる方の保険証、長期入院(注2)に該当の場合は、入院期間が令和3年8月から90日を超えることを証明する領収書等
1年間(毎年8月1日〜翌年7月31日)に「医療保険」す。ご希望の場合は、問い合わせください。
☆世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、正しい認定証を交付できないので所得の申告をしてください。
☆一部負担金の減免、徴収猶予制度
災害によって資産に重大な損害を受けたことで、医療機関の窓口で負担する二部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となることがあります。
☆こんなときには給付が受けられます
①子どもが生まれたとき: 出産育児一時金42万円(医療機関への直接支払制度になります。差額が生じたときや、直接支払制度を利用しない方は、保険年金課で手続きをしてください)
②死亡したとき: 葬祭費5万円(葬祭を行った方への支給となります)
問い合わせ
▷制度について…都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491
▷申請について…市健康センター ☎23-2191

☆「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請
医療機関等の窓口で提示することによって、医療費の自己負担額を適用区分(年齢と所得により区分が分かれます。)に応じた限度額となります。
※同一世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、正しい区分判定ができません。
申請に必要なもの: 手続きする方の本人確認書類、交付対象となる方の保険証、長期入院(注2)に該当の場合は、入院期間が令和3年8月から90日を超えることを証明する領収書等
1年間(毎年8月1日〜翌年7月31日)に「医療保険」す。ご希望の場合は、問い合わせください。
☆世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、正しい認定証を交付できないので所得の申告をしてください。
☆一部負担金の減免、徴収猶予制度
災害によって資産に重大な損害を受けたことで、医療機関の窓口で負担する二部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となることがあります。
☆こんなときには給付が受けられます
①子どもが生まれたとき: 出産育児一時金42万円(医療機関への直接支払制度になります。差額が生じたときや、直接支払制度を利用しない方は、保険年金課で手続きをしてください)
②死亡したとき: 葬祭費5万円(葬祭を行った方への支給となります)
問い合わせ
▷制度について…都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491
▷申請について…市健康センター ☎23-2191

☆「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請
医療機関等の窓口で提示することによって、医療費の自己負担額を適用区分(年齢と所得により区分が分かれます。)に応じた限度額となります。
※同一世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、正しい区分判定ができません。
申請に必要なもの: 手続きする方の本人確認書類、交付対象となる方の保険証、長期入院(注2)に該当の場合は、入院期間が令和3年8月から90日を超えることを証明する領収書等
1年間(毎年8月1日〜翌年7月31日)に「医療保険」す。ご希望の場合は、問い合わせください。
☆世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、正しい認定証を交付できないので所得の申告をしてください。
☆一部負担金の減免、徴収猶予制度
災害によって資産に重大な損害を受けたことで、医療機関の窓口で負担する二部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、免除または徴収猶予となることがあります。
☆こんなときには給付が受けられます
①子どもが生まれたとき: 出産育児一時金42万円(医療機関への直接支払制度になります。差額が生じたときや、直接支払制度を利用しない方は、保険年金課で手続きをしてください)
②死亡したとき: 葬祭費5万円(葬祭を行った方への支給となります)
問い合わせ
▷制度について…都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491
▷申請について…市健康センター ☎23-2191

表1 医療費の自己負担割合
義務教育就学前 2割
義務教育就学後〜69歳 3割
70〜74歳 2割(現役並み所得者は3割)(注1)
注1 現役並み所得者とは、本人を含む同一世帯内に住民税課税所得145万円以上の70〜74歳の国民健康保険加入者がいる方。

表2 70歳未満の方
適用区分(世帯内の国保加入者の年間所得合計)
A 901万円を超える世帯、所得の申告をしていない方がいる世帯
B 600万円超〜901万円以下の世帯
C 210万円超〜600万円以下の世帯
D 210万円以下の住民税課税世帯
E 市民税非課税世帯(擬制世帯主含む)
1か月の医療費の自己負担限度額
入院時食事負担額(1食当たり)

注2 過去1年間の入院日数が91日以上で、申請して長期認定を受けた方。なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。

表3 70〜74歳の方
適用区分
現役並み所得者Ⅲ(注3)
現役並み所得者Ⅱ
現役並み所得者Ⅰ
一般(注3)
低所得者Ⅱ
低所得者Ⅰ
1か月の医療費の自己負担限度額
外来(個人単位)
入院(世帯単位)
入院時食事負担額(1食当たり)

注2 過去1年間の入院日数が91日以上で、申請して長期認定を受けた方。なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。
注3 適用区分が「現役並み所得者Ⅲ」および「一般」の方は、「限度額適用認定証」を申請する必要はありません。

気管支ぜん息等の疾病にかかっている方に対し医療費助成を行っています
〜大気汚染医療費助成制度〜

都内に1年(3歳未満は6か月)以上在住の18歳未満で気管支ぜん息等に罹患しているなど、一定の要件を満たす方に認定疾病に係る医療費を助成しています。詳細は、市ホームページ(記事ID…11719)をご覧ください。

問い合わせ
▷制度について…都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491
▷申請について…市健康センター ☎23-2191

